

「袋井市 成年後見支援センター」 のご案内

「成年後見制度」って？

認知症や障がいがあることで、お金の使い方が難しくなってしまうことや、近い将来にその可能性がある等で不安やお困りのことはありませんか？

このような方々のために「成年後見制度」があります。これは、判断能力が不十分な方々が不利益を被らないように支援・保護する制度です。



例えば

こんな時…

- 暮らしのサービスがうまく使えない
- お金のやりくりができない
- 書類の手続きに困っている
- 将来、認知症になったらと不安です。今できることはありますか？
- 任意後見と法定後見の違いを教えてください。

●自分で備える「任意後見制度」

本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって、

任意後見人が本人を支援する制度です。



●皆で支える「法定後見制度」

判断能力が不十分な人に親族などから家庭裁判所に申立て、

適任と思われる支援者が選ばれる制度です。



成年後見制度は、本人の判断能力の程度に応じて、「^{こうげ}後見」、「^{ほさけ}保佐」、
「^{ほじよ}補助」の3つの制度が用意されています。「後見」、「保佐」、「補助」の
主な違いは、次の表のとおりです

(法定後見制度)	補助	保佐	後見
対象となる人	判断能力が 不十分な方 <例えば…> 日常的な買い物は 問題なくできるが、 高額な買い物は不安	判断能力が 著しく不十分な方 <例えば…> 日常的な買い物は 問題なくできるが、 高額な買い物には サポートが必要	判断能力が 全くない方 <例えば…> 日常的な買い物も 難しい
成年後見人等が 同意または取り消す ことができる行為	申立てにより裁判所 が定める行為	民法に記載の行為の 他、申立てにより裁 判所が定める行為	原則すべての法律行 為（日常生活に關す る行為以外の行為）
成年後見人等が 代理することが できる行為	申立てにより裁判所 が定める行為	申立てにより裁判所 が定める行為	原則として全ての法 律行為（生活の組み 立てや財産管理に關 するすべての法律行 為）

制度について気になることがありましたら、
お気軽にご連絡ください

〒437-0061 静岡県袋井市久能 2515-1 袋井市総合健康センター

社会福祉法人

袋井市社会福祉協議会内

袋井市成年後見支援センター

TEL:0538-44-0885 FAX:0538-43-6305

Email:csw-fukur@fukuroi-shakyo.or.jp